

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者（世帯主）の収入が前年と比べ30%以上の減少が見込まれる方については、国民健康保険の税額が減免される場合があります。詳しくは、下記担当までご相談ください。

■**減免対象** 令和3年度分または令和4年度分の保険税で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期が到来する国民健康保険税

※年金から徴収されている方も対象となります。

■**申請期限** 令和5年3月24日(金)

問合せ／税務課 課税担当（内線1111・1112）

道内事業者等事業継続支援金について

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、原材料などの価格高騰による影響を受けている中小・小規模事業者、個人事業者の皆さまの事業継続に向けた一助とするため支援金を給付します。

■**給付要件** 次の2つの要件をどちらも満たしている場合に対象となります。

①売上要件

令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月の売上が平成30年11月から令和2年3月までの同月比で20%以上減少

②原材料などコスト要件

令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月に購入した原材料などの単価が、令和2年11月から令和3年10月までのいずれかの月の単価よりも増加

■**給付額** ・中小・小規模事業者 10万円 ・個人事業者 5万円

■**受付期限** 10月31日(月)

■**申請書類** 役場商工観光課で配布しているほか、専用ホームページからダウンロードできます。また、専用ホームページより電子申請を行うことができます。

・専用ホームページ <https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>

■**問合せ** ・コールセンター TEL011-350-6711

※受付時間 平日 午前8時45分から午後5時30分

・役場商工観光課商工・労働担当（内線1623・1624）

専用ホームページ



住民税均等割のみ課税世帯への臨時応援給付金を支給します

町の独自施策として、コロナ禍で原油価格や物価高騰の影響を受けている「住民税均等割のみ課税世帯」に対し、臨時応援給付金を支給します。

■支給対象者

6月1日現在、別海町の住民基本台帳に記録されている方であって、令和4年度分の住民税均等割のみ課税世帯の世帯主

【住民税均等割のみ課税世帯とは】

- ・住民税均等割のみ課税されている方だけで構成される世帯
- ・住民税均等割のみ課税されている方＋非課税の方で構成される世帯

【住民税均等割のみ課税されている方とは】

町民税均等割3,500円+道民税均等割1,500円＝住民税額5,000円の方

※個人の課税額は、令和4年1月1日時点でお住まいの市町村から送付される「納税通知書」などをご確認ください。

■支給額

1世帯当たり5万円

■支給手続き

①世帯の全ての方が令和4年1月1日以前から本町にお住まいの場合

支給対象となる世帯に9月下旬ごろに送付している、給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」の返送が必要です。

②世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

臨時応援給付金を受け取るには、**申請書の提出**が必要です。
※申請書は町ホームページまたは役場福祉課窓口、各支所、各連絡事務所で配布しています。

■申請期限

・確認書の返送期限 12月30日(金)

・申請書の提出期限 令和5年2月28日(火)

※確認書の返送期限を過ぎた場合は、**申請書の提出**が必要です。

■支給方法

支給申請者（世帯主）の指定する口座に振り込みます。

■申請先

役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所

問合せ／福祉課 社会・障がい福祉担当
（内線1310～1312）